

（後写鏡）

第268条の3 一般原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の一般原動機付自転車及び三輪の一般原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において一般原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第65条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪の一般原動機付自転車及び最高速度20km/h未満の一般原動機付自転車に備えるものについては第2号及び第3号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - 二 取付部附近の一般原動機付自転車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
 - 三 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準を準用する。
- 2 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える一般原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し保安基準第65条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 容易に方向を調整することができ、かつ、一定方向の保持をできる構造であること。
 - 二 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
 - 三 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。
- 3 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された一般原動機付自転車に備える後写鏡にあつては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。
- 一 鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの
 - 二 鏡面の面積が69cm²未満であるもの
 - 三 その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの
 - 四 その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの
- 4 次の各号に掲げる一般原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第65条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 第1項の後写鏡にあつては、次に掲げる基準

- イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。
- ロ 運転者が運転者席において、一般原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び一般原動機付自転車（牽引する一般原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する一般原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の一般原動機付自転車にあっては一般原動機付自転車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
- 二 第2項の後写鏡にあっては、次に掲げる基準
- イ 後写鏡の反射面の中心が、かじ取り装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面からの280mm以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
- ロ 運転者が運転者席において、容易に方向を調整することができるように取り付けられていること。
- ハ 一般原動機付自転車の左右両側（最高速度50km/h以下の一般原動機付自転車にあっては、一般原動機付自転車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。
- 5 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、第2項各号及び前項各号の基準に適合するものとする。